

令和6年度 大月市学校教育の指針（案）

はじめに

平成30年に制定された国の「第3期教育振興基本計画」（以下国教育基本計画）では、目指すべき子ども像として、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」を掲げ、そのための基本的な方針として「夢と希望を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」ことが示されています。令和元年6月に策定された「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」（以下県教育基本計画）においては、基本理念として「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」が掲げられ、その実現のために、個人の学びの成果を、教室や地域の仲間との学びで活用し、さらに新たな学びを創出していく、学びの好循環を推進していくことが示されました。また、平成30年3月に策定された「大月市第7次総合計画」（以下市総合計画）でも子供の教育や生涯学習にかかわる施策が明示されています。

本市教育委員会においては、この国基本計画と県基本計画及び市総合計画を踏まえ、令和2年4月に「大月市第3期教育振興基本計画（大月市教育大綱）」（以下市教育基本計画）を策定し、教育理念を「夢にむかい 共に学び 共に生きる」と掲げたところであります。これら国・県・市の教育基本計画に令和6年3月に策定された「大月市第8次総合計画」を加えて「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを基本とし、さらに令和6年2月に示された「令和6年度山梨県学校教育指導重点」を踏まえ、下記に掲げる事項を令和6年度の大月市学校教育の指針といたします。

大月市が掲げる教育理念

夢にむかい 共に学び 共に生きる

人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、超スマート社会の到来、家庭環境や地域社会の変化等々、子供たちを待ち受けているすぐそこにある未来社会は、人類がかつて経験したことがないような変化の激しい時代となります。このような激変する社会を生きていくためには、常に自ら課題を見つけ、自らが獲得した知識と技能、経験を総動員して自ら考えて、仲間とともに協働しながら、課題を解決していく力が必要となります。また、グローバル社会の進展を考え合わせると、多様性を受け入れ違いを乗り越えてスクラムを組むことができる豊かな人間性も求めら

れています。知識や技能の獲得とともに学力テスト等の客観的な尺度では測れない自己肯定感、自尊感情、創造性、意欲、感受性、協調性、思いやり、コミュニケーション力、自制心などの「見えない学力=非認知的能力」の育成も大切になってきます。そのような資質や能力は「見える学力=認知的能力」の下支えもします。これは本市で行う「ふるさと教育」において、おおいに身に付く力でもあります。

子供たちには希望に満ちた多くの明日があり、大人たちには、たくさんの経験とそこから得た知見が詰まった多くの昨日があります。その子供たちと大人たちが、共に学ぶことを通して、さらに豊かな未来に向かうことができるはずです。「夢にむかい共に学び共に生きる」こと、さらに言えば地域総がかりで子供たちを育てることは、地域ぐるみで豊かな未来を創ることであり、地域の大人たちにとっても学びの機会となりえます。これも、大月市の目指す「ふるさと教育」の一つの姿です。

また、子供たちに地域の「ひと」「もの」「こと」に関心と愛着をもたせ、今までもこれからもかかわっていかうとする「当事者意識」を培い、愛郷心を育むこと、そして生まれ育ったふるさと大月を、次の世代にきちんとひきつぐ責任を果たす意識をもたせることも、大切な「ふるさと教育」です。そのためには、子供たちが振り返った時に、いい思いができた、いい人に出会えた、いいものを見聞きできた、いい体験をした、いい時間を過ごした、いい挑戦ができた、いい成長ができた、いい結果を得ることができた、そして先生や友達と積み重ねてきた時間がいいと思える場と機会を提供し支援することが大切になります。ふるさととは三つの「間」の中にあり、ふるさとという「空間」の中で出会ってきた「人間」たちと積み重ねてきた「時間」の総和であります。

併せて「まごころ」や「ひたむきさ」や「感謝」の心をもった人権意識の高い子供たちを育成していくためには、「ふるさと教育」と同じように学校だけではなく、地域も家庭も一緒になって、子供たちを育てていくことが必要です。以上の観点からすでに先行導入している初狩小学校に続き、他の4小学校でも、本年度からコミュニティ・スクールが導入されます。

「ふるさと教育」を推進すること、教育の不易である「まごころ」「ひたむき」「感謝」の人づくりを推進すること、相互信頼に基づく学校・学年・学級集団づくりをすること、そして「人権」を学校教育全体の底流においた学校づくりを推進することを、今年度も大月市の学校教育の基幹といたします。

1 ふるさと教育の推進

人とのつながりを通して学ぶ教育活動を推進し、ふるさとに誇りと愛着をもつとともに、世界の中で多様な人々と協働できる人間性豊かな子供の育成に努める。

- ① 地域の歴史・伝統・文化・産業・自然等について、地域の方々とのふれあいを通して体験的に学び、郷土を大切に作る心の育成に努める。教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間、

そのほか学校における全教育活動の中で各学校において可能なそれぞれの学校の地域に根付いた「ふるさと学習」を意識して位置づける。各学校の「ふるさと教育年間指導計画」に明記する。

大月市の小中学校9年間の学習活動において、大月市のどこに住んでいても、どこの学校に通っていても、市民としてそれらの概要について正しく認識しておきたいものとして、以下の6つの地域素材について、それぞれの学校で教育課程の編成を工夫し「ふるさと教育年間指導計画」の中に組み込んで学習を進める。

- 「名勝猿橋」テーマ「猿橋」の歴史や構造について学習し、保存活動について考えよう。
 - 「岩殿山」テーマ「岩殿山」の自然や歴史について学習し、観光資源としての活用について考えよう。
 - 「甲州街道」テーマ「甲州街道」の役割や出来事について学習し、保存活動について考えよう。
 - 「大月空襲」テーマ「大月空襲」について学習し、平和の尊さについて考えよう。
 - 「駒橋発電所・八沢発電所施設」テーマ「発電施設」の歴史や役割について学習し、資源の有効活用について考えよう。
 - 「桃太郎伝説」テーマ「桃太郎伝説」について学習し、地域おこしについて考えよう。
- ② 大月市独自のふるさと教育施策を通して、あいさつや返事をはじめとする望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けたり、確かな職業観を育てたりする中で、夢と希望をもち世界に羽ばたく子供の育成に努める。
- ③ キャリア教育においては、地域の人材力を活用し、職業講話や職場体験活動等を通して、確かな職業観や主体的に進路を選択する能力や態度の育成に努める。
- ④ これからのグローバル社会の中であって、多様性を受け入れながら、他者と協働して課題を解決していく人間性豊かな人材の育成に努める。
- ⑤ 地域社会と連携したボランティア活動や地域活動に参加し、広い視野と豊かな人間性や社会性をもつ子供の育成に努める。
- ⑥ 国際社会全体の開発目標である17の持続可能な開発目標(SDGs)について学び、特に身近なふるさとの環境保全や人々の健康に関する目標の実現を目指す意識と実践力を育てる。

2 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨や内容に基づいた適切な教育課程を編制し、「子供主体の授業への授業観の転換」を基にして「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努める。

- ① 「やまなしスタンダード」の実践を進め、また体験的・問題解決的な学習を取り入れ、「思考力」や「判断力」、「表現力」、「問題解決能力」の育成を図るとともに、基本的・基礎的な知識や技能の定着に努める。
- ② 適切な評価を実施し、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。

- ③ すべての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向け、4年目を迎える GIGA スクール構想のもと、電子黒板や一人一台端末等の ICT を効果的に活用した授業を計画的に継続的に実施し、端末の家庭への日常的な持ち帰りを全学年で行い、AI ドリルやデジタル教科書等を用いて個に応じたきめ細かな指導に努め学力の向上を図る。
- ④ 各教科において適切にプログラミング教育を取り入れ、プログラミング的思考、つまり「論理的な思考力」、「論理的な表現力」の育成に努める。
- ⑤ 中学校区の学校同士や市内外の学校同士が、ICT 機器のリモート機能を活用して、子供同士の意見交換を行ったり、遠隔合同授業や遠隔教育活動を行ったりして、子供たちの視野を広げるとともに学力の向上を図る。
- ⑥ すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成に向け、特に「読解力」「記述力」を高めるため、各教科等の授業において、新聞教材等を活用して必要な情報を取得し複数の情報を関連付けながら自らの考えを記述する内容を取り入れる。
- ⑦ 幼保小の円滑な接続を図るため「幼保小の架け橋プログラム」に基づく5歳児のカリキュラム及びスタートカリキュラムを実施し、評価・検証、改善に取り組む。
- ⑧ 小学校高学年における教科担任制を導入し、義務教育9年間を見通した教育課程を検討するとともに、小中連携による効果的な指導の実現を図るため、小中学校合同の研究会を実施する。
- ⑨ 小学校外国語科が、子供にとって、楽しい教科となるよう、中学校区での連携を密にするとともに小中の連携を進め、また多様性を受け入れる人権意識の育成に努める。
- ⑩ 子供が自ら目標をもち学習に取り組めるように、学校と家庭が連携するとともに、小中学校間でも共通理解を図る中で、家庭学習の定着と充実に努める。
- ⑪ 学校図書館や市立図書館の利活用を促すことにより、読書に親しむ姿勢を培うとともに「言語能力」や「問題解決能力」を育む。
- ⑫ 学力学習状況調査等の結果を分析考察し、子供の実態把握に努め、個に応じた適切な支援とともに、日常の授業改善に結びつけ、さらなる学力の育成に努める。

3 豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、校種を超えた連携や学校教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと不登校児童生徒が生じない環境づくりに努める。

- ① 学校・家庭・地域などあらゆる教育の場において、自己肯定感や自己有用感をもつことができるような支援や、他者や社会的弱者に対しての配慮ができる人間性の涵養に努める。
- ② 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交流学习や福祉講話などの学習を通して、自分も他者も大切にでき、多様な価値観を尊重することができる人権意識の育成に努める。
- ③ 様々な困難や悩み、ストレスへの対処方法が身に付くように、「SOS の出し方に関する教育」「自殺予防教育」について取り組み、自分を守る心の働かせ方や他者との関わりが適切にできるよう

な力の育成に努める。

- ④ 子供、学校及び地域の実態を踏まえ、学校として育てようとする子供の姿を明らかにし、「特別の教科道徳」をはじめとする全教育活動を通して、豊かな人間性の育成に努める。
- ⑤ やまびこ支援学校との交流等、校種を超えた連携の機会を設け、多様性を認め合う相互理解と共育・共生の心の育成（インクルーシブ教育の推進）に努める。
- ⑥ 寛容で柔らかな子供たちの心を育てるために、多様性を理解し受け入れる教育を意図的・計画的に実施することに努める。
- ⑦ スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合支援センター等との関係機関と連携した支援体制の充実に努める。
- ⑧ ヤングケアラーや児童虐待等の早期発見、状況把握に努め、関係機関との連携を図り、児童生徒を支援する。
- ⑨ 子供が安心できる居場所づくりや、望ましい集団づくりを進め、いじめや不登校、暴力行為等のない楽しい学校生活の実現に努める。いじめについては、未然防止、早期発見、早期対応を図るため、定期的に「学校いじめ防止基本方針」を見直し、状況に応じて改定するとともに職員全体で情報を共有する。
- ⑩ いじめ等の児童生徒の問題行動は、初期対応の重要性を踏まえ、必要に応じて複数の教職員で役割を分担して「チーム学校」として取り組む。
- ⑪ 幼保小中の連携を進め、子供たちの情報を共有し、切れ目のない支援を通して、小1プロブレムや中1ギャップ等の学校不適応の解消に努める。
- ⑫ 家庭・地域と連携し、あらゆる機会を通して、「情報モラル教育」を推進し、インターネットに関連するトラブルやいじめ・不登校等の未然防止に努める。
- ⑬ 欠席が続いている児童生徒への組織的な対応を行い、不登校や虐待等の未然防止に努める。

4 健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図るとともに、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を関連させながら、運動習慣、朝食摂取、十分な睡眠等、望ましい生活習慣の形成に努める。

- ① 新型コロナ感染拡大前の運動状況に近づけるため、体育授業における運動強度や体育的活動（運動会、体育祭等）における実施内容の工夫や休憩時間における運動遊びの奨励に取り組む。
- ② 子供たちの健康・体力について適切に実態を把握し、学校全体で課題を共有し、運動の日常化と体力の向上を図るため、運動時間の確保に努め、「健康・体力づくり一校一実践」に取り組む。
- ③ 学校教育活動を通して、健康教育の着実な推進を図るとともに、健康・安全（生活・交通・災害等）及び食に関する教育の充実に努める。
- ④ 自校の学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行い、子供たちが自分で自分の身を守

れるような防災教育を実際的・具体的に行う。

- ⑤ 交通事故等を未然に防ぐなど、児童生徒が自分の身を守る能力を育むことができるよう、交通安全教材等を活用したり警察署の交通安全課の支援・指導を受けたりするなどの実践に取り組む。

5 地域や世界で活躍できる人材の育成

地域の特色を生かした学習活動に取り組むとともに、外国語教育を適切に実施し、ふるさとに誇りをもち、地域や世界で活躍できる人材の育成に努める。

※令和6年度山梨県指導重点に示されている「地域や世界で活躍できる人材の育成」は、まさに本市の「ふるさと教育」の目標と同様である。「1 ふるさと教育の推進」において、具体的取組は既述している。

6 特別支援教育の推進

特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努める。

- ① 特別支援教育に関する理解と専門性を高めるために、各校において積極的に研修の機会を設け、一人一人の個性を尊重した支援に努める。
- ② 専門家や関係機関と連携を密にし、よりよい支援ができるようにネットワークの充実に努める。
- ③ 交流学習の機会を設け、多様性を認め合い、共生・共育の意識の涵養に努める。
- ④ ICT 機器を活用し、一人一人の個性に応じた指導に努める。

7 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進等

- ① 学校の日ごろの教育活動を、「tetoru」を活用し、必要に応じて紙媒体で学校だより、学年・学級だより等を発行し、また学校「ブログ」等で、学校の教育活動の状況を積極的に発信し、保護者・地域住民に理解を得たり、意見をいただいたりする機会とする。
- ② 学校評価の結果及び改善策を、PTA 総会、学校だよりや、小学校においては学校運営協議会、中学校においては、学校評議員会等を活用して、家庭や地域に公表し PDCA サイクルで適切な評価と改善に努める。
- ③ 各学校で学校支援地域本部等の活動をさらに進めていく中で、地域に開かれた学校づくりの推進に努め、少子化がなお進むことを背景に、小学校では特に「地域総がかり」で学校に関わってもらい、子供たちの健全育成に寄与してもらうことを狙いとして、学校運営協議会の活性化

を図る。中学校においては、部活動の地域連携の道筋ができたところで、地域への貢献を柱にコミュニティ・スクールの導入を進める。

- ④ 地域や保護者の理解と協力を広げ、「定時退校日」を年間20回以上実施したり、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員を0にすることを目指したりするなど、教員の働き方改革に取り組む中で、子供と向き合う時間の創出に努める。
- ⑤ 少子化や教員の働き方改革に対応するため、中学校における部活動の地域連携を進める。
- ⑥ ICT機器を活用した保護者及び教職員に向けてのDXを進め、紙類の使用削減などのSDGsに取り組む。